（略）	（略）
森林組合法	第四十一条の二第三項第一号（第九十二条（第百九条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第百条第一項及び第百九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二第二項第一号（第九十二条、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の三第三項第一号（第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条第十一項第一号（第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第四項第一号（第九十二条、第百条第二項及び第三項並びに第百九条第三項において準用する場合を含む。）及び第九十八条の九第四項第一号
（略）	（略）

別表第四（第十条関係）

（略）	（略）
農業保険法	（略）
農薬取締法	第三十四条第四項
水産業協同組合法	（略）
土地改良法	第二十九条の二第一項
肥料の品質の確保等に関する法律	第三十三条の二第四項
（略）	（略）
森林組合法	（略）
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則	第十五条
動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	第八条第三号及び第四号、第九条第四項並びに第五項第一号ハ及び第四号、第十条第一項第二号、第二項第一号及び第三号、第三項第二号並びに第四項、第十一条第一項第四号及び第六号並びに第二項第五号、第十二条第二号並びに第十三条第一項第二号及び第二項（これらの規定を第三十一条第一項において準用する場合を含む。）並びに第十五条から第十七条まで

（略）	（略）
森林組合法	第四十三条の二第二項第一号（第九十二条（第百九条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の三第三項第一号（第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条第十一項第一号（第九十二条、第百条第二項及び第三項並びに第百九条第三項において準用する場合を含む。）及び第九十八条の九第四項第一号
（略）	（略）

別表第四（第十条関係）

（略）	（略）
農業保険法	（略）
（新設）	（新設）
水産業協同組合法	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
森林組合法	（略）
（新設）	（新設）
動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	第八条第三号及び第四号、第九条第四項並びに第五項第一号ハ及び第四号、第十条第一項第二号、第二項第一号及び第三号、第三項第二号並びに第四項、第十一条第一項第四号及び第六号並びに第二項第五号、第十二条第二号並びに第十三条第一項第二号及び第二項（これらの規定を第三十一条において準用する場合を含む。）並びに第十五条から第十七条まで